

令和 2 年度

定期監査(前期)報告書

長野市監査委員

2 監査第46号
令和2年9月1日

長野市長
加藤久雄様

長野市監査委員	西島勉
同	榊原剛
同	小林義直
同	寺沢さゆり

定期監査（前期）の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に規定する、令和2年度定期監査（前期）の結果に関する報告を同条第9項及び第10項の規定により提出します。

第1 監査の範囲

令和元年度及び2年度における財務に関する事務及びその他の事務

第2 監査の対象及び期間

監査の対象及び期間は、次表のとおりである。

監 査 の 対 象	期 間
地域・市民生活部 松代支所 若穂支所 七二会支所 古里支所 柳原支所 朝陽支所 大岡支所 吉田支所 教育委員会 古里公民館 松代公民館 若穂公民館 七二会公民館 大岡公民館	令和2年4月10日から 8月24日まで

第3 監査の方法

1 監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、あらかじめ抽出した関連資料に基づき書類監査を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止のため、実地監査項目についても書類監査とした。

2 重点項目として、過去に定期監査等で指摘した事項のうち、指摘件数、市民等への影響度及び行政に求められる信頼性などを考慮し、次の5項目を設定した。

- (1) 現金の取扱いについて
- (2) 収入事務について
- (3) 契約事務について
- (4) 補助金等の交付事務について
- (5) 支出事務について

第4 監査の結果

財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

1 現金の取扱いについて【重点項目】

収入金の払込みを適正に行うべきもの

ア 各種証明書発行手数料について、金融機関への払込みが遅滞していた。長野市財務規則では、現金を収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとしている。

規則に基づき、適正な収納事務を行われたい。

【古里支所】

イ 印刷機等使用料について、金融機関への払込みが遅滞していた。コピー使用料は会計事務の手引において1か月ごとに調定することを認められているが、調定後は長野市財務規則により速やかに指定金融機関等へ払い込まなければならない。

規則に基づき、適正な収納事務を行われたい。

【大岡公民館】

2 収入事務について【重点項目】

(1) 徴収事務を適正に行うべきもの

庁舎維持管理負担金（自動ドア装置保守業務委託、会議室エアコン電気料金）及び公民館使用料において、納期限を記載せずに納入通知書を発行していた事例があった。

地方自治法施行令及び長野市財務規則に基づき、適正な徴収事務をされたい。

【七二会支所 家庭・地域学びの課（若穂公民館）】

(2) 調定事務を適正に行うべきもの

ア 職員通勤用駐車場の使用料において、長野市市有財産条例で「使用料は、使用の許可の際に使用者から徴収する。」と定められているが、歳入調定の手続が遅滞していた事例があった。

条例に基づき、適正な調定事務を行われたい。

【若穂支所 大岡支所 古里公民館 松代公民館】

イ 職員通勤用駐車場の使用料のうち、使用許可の際「半年払い」の条件を付したものについて、納入方法の変更の決裁を受けないまま「年払い」に変更し、一年分をまとめて請求していた事例があった。

要綱に基づき、適正な調定事務を行われたい。

【若穂支所】

3 契約事務について【重点項目】

契約締結を適正に行うべきもの

ア 側溝等清掃土砂処理手数料について、見積書を徴取せず、環境保全温暖化対策課通知による運搬手数料参考単価を提示し、対応可能とする事業者2者と同一金額で随意契約を締結していた。

長野市契約規則に基づき、複数の事業者から見積書を徴取し競争原理が働くよう業者選定を行われたい。

【若穂支所】

イ 総合市民センター空調設備保守点検について、契約書に「主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない」とあるにもかかわらず、受託者は主要な業務を他事業者へ再委託していた。

契約書に基づき、適正な契約事務を行われたい。

【古里公民館】

4 補助金等の交付事務について【重点項目】

規則等に基づき適正な補助金等交付事務を行うべきもの

ア 支所発地域力向上支援金において、事業内容が変更になりかつ予算上においても交付申請時と収入及び支出内容が大きく異なっていた事例や、当該事業の目的物の規格が交付申請時と異なったものが納品されていた事例があったが、いずれも変更申請の手続を行わずに支援金を交付していた。

要綱に基づき、適正な補助金等交付事務を行われたい。

【松代支所 若穂支所 七二会支所】

イ 支所発地域力向上支援金において、交付申請前に発生した費用についても交付対象経費に含めている事例があった。

要綱に基づき、適正な補助金等交付事務を行われたい。

また、年度当初からの事業着手を希望する団体がある実情を踏まえ、早期に交付申請ができるよう、募集方法や選考する時期について見直しを検討されたい。

【松代支所 古里支所】

5 支出事務について【重点項目】

確認検査を適正に行うべきもの

側溝等清掃土砂処理手数料において、事業者から提出された写真のうち、委託料の算定基準となるトラックへの土砂積載量が規定に達していないと見受けられるものがあった。

また、仕様書で「収集・運搬した土砂の量が分かる写真」の提出を求めているが、土砂積

載量の確認が困難なものが散見された。

契約書に基づき、土砂の積載量が明確に確認できる写真の提出を指導する等、厳格な確認検査を行われたい。

【若穂支所】

6 財産管理について

施設の使用許可事務を適正に行うべきもの

ア 長野市立公民館条例施行規則では、公民館使用許可申請書を使用する日の1月前の日が属する月の初日から使用する日の前日までに提出しなければならないとしているが、それより前に申請書を受理し許可していた事例があった。

また、使用当日に申請書を受理し、許可している事例も散見された。

規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【古里公民館 七二会公民館 大岡公民館】

イ 長野市立公民館条例施行規則で規定する使用許可申請書に、許可を受けようとする者の住所の記載が全くないものや一部のみ記載のものを受理し、許可している事例が散見された。

規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【若穂公民館】

ウ 長野市立公民館条例では、公民館の開館時間は午前8時30分から午後9時30分までと定めており、「教育委員会が必要と認めるとき」は開館時間を変更することができる、としているが、これを認めることなく22時までと記載された申請書を受理し、許可している事例があった。

条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【古里公民館】

7 物品管理について

物品の管理を適正に行うべきもの

備品等において、長野市財務規則に規定されている不用決定の決裁及び備品使用簿（備品台帳）の取消手続がされないまま廃棄されている事例があった。

規則等に基づき、適正に管理されたい。

なお、物品（備品）の適正管理については、令和元年度定期監査（中期・後期）報告書において、留意事項として意見を述べている。

【松代公民館 七二会公民館 大岡公民館】

第5 意見

1 業務委託における再委託について

市が定める標準の業務委託契約書約款では、「受注者は、保守業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」としているが、一部業務において再委託している事例が見受けられた。

これは、発注者側及び受注者側の「再委託」に関する認識が不十分であったこと、及び「再委託」に対する明確な基準等がないために生じているとも考えられる。

本件は全庁的に共通の課題であることから、契約課等の主導の下、再委託に係る手続の明確化を図るため、市としての判断基準等の策定を検討されたい。

2 支所発地域力向上支援金の交付の在り方について

本支援金は、支所管内の団体が行う地域力の向上に資する事業活動に対し、1支所あたり50万円を限度とし交付されるものであるが、今回の監査では、全申込団体の支援金交付総額が限度額満額となるよう、当初団体が提示した自己資金を減額調整するなどして交付額を増額していた事例が数件見受けられた。

補助金・支援金は事業実施者が自己資金等をもってなお不足する部分を補うものである。市予算執行方針に基づき「使いきり型予算」の概念を払拭し、最少の経費で最大の効果を上げることを常に意識し、適正な支援金交付事務を行われたい。

また、本支援金の目的が団体の維持存続ではなく自主的な活動に対する支援であることを考慮すると、支援金の交付率を一様に交付対象経費の10分の10とするのではなく、団体においても本支援金の趣旨を再認識し自主財源の確保にも心掛けるよう、団体に対する周知も併せて行われたい。

3 財務事務の適正な執行について

今回の定期監査においては、前述の指摘事項の他、必要書類の作成漏れや根拠法令等の記入漏れ、不十分な確認検査等、職員の認識不足や確認不足による不適正な事務処理が散見された。なかでも、補助金等交付事務において、申請者から前払での交付となる概算払請求書が提出されたにもかかわらず、事務処理誤りにより事後に支払う通常払となっていた事例が数例あった。このような市民生活に直接影響を及ぼすような事案は、担当者の事務処理ミスというだけではなく、所属内でのチェック体制が十分機能していなかったことが大きな要因である。

このことを全庁的な課題と受け止め、不適正な事務処理によって市民に不利益や不信感を与える事態を招くことのないよう、各所属において業務執行におけるリスクの存在を認識するとともに、ミスを早い段階で是正できるようチェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

4 団体事務の適正な執行について

団体事務において、申請段階で余剰金が発生する内容の予算書が添付されていたにもかかわらず精査することなく補助金を交付していた事例、また、決算書上で余剰金が発生していたにもかかわらずその分を返還させることなく補助金額を確定していた事例があった。

団体の会計事務については、地方自治法や本市の条例等が直接適用されるわけではないが、市職員が会計事務等を執行していることや、団体の年間支出額に占める市補助金額が相当の割合となるケースも多いこと等を踏まえ、市の公金に準じた適正な会計事務を行われたい。

なお、今回、市からの補助金交付を受けている団体が更に他団体等に補助金を交付しているケースもあったが、本来の市補助金が目的に沿って適正使用されているかの確認が困難になる可能性も考えられるため、その用途等についてより厳格な管理を行われたい。